

# JPCA NEWS

一般社団法人  
日本写真著作権協会  
Japan Photographic Copyright Association



photo: Takeyoshi Tanuma

photo: 田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058

## CONTENTS

RECOLLECTION 回想	田沼武能と孫の話 田沼孝啓 p2
LEGACY レガシー	田沼武能と「日本写真保存センター」 p3
LATEST NEWS 最新ニュース	アーティスト作品が無断改変され無惨な姿に p8
COPYRIGHT 著作権入門	著作者人格権の意義 p9
SPECIAL REPORT スペシャルレポート	美術館の役割 p12
GALLERY ギャラリー	田沼 武能 p4 p6 p10 p14

### JPCA会員団体

公益社団法人日本写真家協会 (JPS)  
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)  
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)  
日本肖像写真家協会 (日肖像)  
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)  
全日本写真連盟 (全日写連)  
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)  
一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)  
日本風景写真協会 (JNP)  
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)  
一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)

## 田沼武能と孫の話

日本写真著作権協会会長を務めていた写真家・田沼武能氏が、2022年6月1日に逝去しました。享年94歳。日本の写真界を牽引すると共に写真著作権の啓発活動に尽力し、2019年には写真家として初の文化勲章を受章しました。長男、孝啓氏によるエピソードをご紹介します。



2014年狭山市にて  
photo: 東松友一  
HJPI 321110001303

こんにちは。田沼武能の長男の孝啓 [タカヒロ] と申します。せっかく誌面をいただいたので、私でないと書けないような父のエピソードを記していきます。

写真家の方は当然かと思いますが、お子さんやお孫さんが生まれたり、その写真をここぞとばかりに撮るかと思えます。もちろん普段からカメラを肌身離さない父でしたので、一写入魂どころか百写千写と魂を込めて孫を撮影しておりました。そんな思い出です。

私の子どもが生まれた日、すなわち父に孫ができたのは2019年のことでした。ご存じのように父はたいへんな晩婚でしたので、90歳を目前にしての初孫。直接言葉にしたことはありませんでしたが、子どもが好きな彼のこと、大層喜んでいただかと思えます。

その照れ隠しもあったのでしょうか。生まれた直後の病院では控えめだった撮影も、二度三度と会うと根っからの撮影魔っぷりを発揮。いつも持ち歩いている一眼レフで隙あらば孫の写真を撮っていました。ところがこの「一眼」というのがクセモノでした。文字通り一つの眼。大変残念なことに、生まれたての赤ん坊にとってはその巨大な瞳がとても怖かったようで、カメラを向けただけで泣き出してしまふようになってしまいました。

それでも懲りずにカメラを構えてしまうのが武能の悲しい性。気がつけば、1歳をすぎるところには、祖父の気配を感じるだけで泣き出すように。

近所の公園で会おうとした時には、10メートル以内に近づくことができず仕舞い。笑いながら途方に暮れ、ベンチに座っている父の哀愁漂う写真が残っています。子どもの撮影に自信があった世界の田沼も、孫の前ではかたなしでした。

直後にコロナ禍へと突入してしまったため、次に落ち着いて会えたのはそこから半年後。さしもの父も、少しカメラを出すのを控えめにしていました(笑)。

生まれてからしばらくは頑なに「じいじとは呼ばせない」と言っていた父でしたが、気がつけばこのころには自ら「じいじ」を自称していたように思います。

2歳が近づいてくると子どももだいぶ強くなり、逆にカメラに興味津々。父からカメラを奪い取り、あちこちを積極的に撮りながら遊んでいました。そうしたことをきっかけに二人は距離を縮めたようで、ふと気づくと、孫の靴下を率先して履かせるだだ甘おじいちゃんが完成しておりました。

父は、私と弟について書いた『父の目 1000日 赤ちゃん新発見』という本を1988年に出版しています。ふと気になって計算をしてみると『祖父の目』でいられた日数はおおよそ1200日のようでした。この先は、空の上から超超望遠レンズを構えて見守ってくれていれればと思います。

2023/04/01 田沼孝啓



photo: 田沼孝啓

**田沼 孝啓** (たぬま・たかひろ)

1983年生まれ。会社員。



# 田沼武能と 「日本写真保存センター」

「写真の価値は記録にある」、田沼氏がそう語っていたことは周知の通りだ。

確かに写真はアート表現の手段であると共に、ありのままを写し止めるという側面がある。

写真の（原板が存在する）技法が誕生してから近く200年を迎えるとも言われるが、写真は歴史的、文化的に重要な社会の出来事などを記録し続けてきた。それは、時間の経過と共に、写された時代のあり様を伝えてくれる貴重な存在となる。だからこそ、時を経てさまざまな分野で利用される。その時、原板であるネガフィルムの存在が大きな意味を持つ。

田沼氏は、その写真の価値と、表現者としての写真家の立場を確立するために、優れた写真のネガフィルムをアーカイブ化し後世に遺そうと尽力してきた。それは、氏が管理していた木村伊兵衛氏のネガフィルムへの“ビネガーシンドローム現象”（高温多湿の密閉された状態での保存による劣化）を目にしたことにはじまる。

具体的にネガフィルム保存の必要性を提唱したのは、2001年のこと。当時、戦後活躍した写真家が亡くなると、遺族によってネガフィルムが廃棄されてしまうという状況が多数見受けられたこともあり、先輩たちが記録した戦後のネガフィルムが劣化により利用できなくなってしまうたり、捨てられてしまうことは日本の文化的損失であると考えたのだ。そして、たくさんのネガフィルムを個人で保存・管理していくことには限界があり、欧米においては国家機関、公的機関が「ネガフィルム」を含む写真の収集、保存を行っていることから、我が国にも公的機関が必要であるとして、さまざまなシーンで募金箱を首に掛け支援を求めるなどしながら、2006年に「日本写真保存センター」を設立した。日本写真著作権協会はその運営を継続してサポートし、現在に至っている。

近年、欧米では、写真史上にその名を遺す写真家たちの作品（プリント）が、かつてのネガフィルムから新たに創り出され、アートコレクターによって購

入されたり、美術館に収蔵されるなどしている。また、ネガフィルムは、実際にプリントされた前後のカット、そこに当時の利用目的ではなかった、もしくは見落としていた重要なモノや瞬間が写っていることがある。そして、そこからその写真家の被写体へのアプローチも浮かび上がってくる。こうしたフィルム時代から現在に至る写真の可能性を後世に伝えるためにも、ネガフィルムを遺すことが重要なのだ。

しかし、写真愛好家を中心にフィルム写真が注目される一方で、フィルム撮影を経験してきた職業写真家であってもデジタルデータ化してしまえば、ネガフィルムを捨ててしまってもかまわないと考える者が存在する。田沼氏はこのような状況を危惧し、「日本写真保存センター」は国と写真界が力を合わせて発展させていかねばならないと訴え続けてきた。

フィルム撮影が主流であった時代、私自身もそうだが、写真家たちは一本のフィルム、その中の一コマに魂を塗り込めるかのように、時代の目撃者として、決定的瞬間の証言者として、目の前の出来事を写し込んできた。フィルム時代の写真家たちのこの行為が、いかに、写真の、写真家の本質を語るのか、それを探り、伝えていくためにも、写真の原版であるネガフィルムを後世に遺さなければならない。

すでに1970年以前のネガフィルムには“ビネガーシンドローム現象”が多々発生している。一刻も早く現存する貴重なネガフィルムを収集し、適切に管理する必要がある。

「過去は撮れない」、田沼氏の声が聞こえてくる。

記：棚井文雄（写真家・日本写真著作権協会常務理事）



募金箱を手に演説する田沼氏  
photo: 丹羽諭  
HJPI320610000388



写真集『人間万歳』より《マラウイ(プランタイヤ)》  
授業を終えた小学生が走る車と競争する。好奇心旺盛な子どもたちは何をやっても楽しそう。

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
1992年



写真集『人間万歳』より《スウェーデン(レックサンド)》  
ママもおばあちゃんもみんな同じ民族衣装で祭りを楽しむ。

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI32011000058  
1971年





写真集『人間万歳』より《旧チェコスロバキア(プラハ)》  
ドプチェク政権下、西欧化が進み、プラハの町に自由と反戦を求める若者集団が出現した。  
田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058 / 1968年





Keyoshi Tanuma

# アーティスト作品が 無断改変され無惨な姿に

加速する著作者人格権軽視の流れが影響か？

2023年2月23日、立体にエアブラシで繊細なペイントを施した作品で知られるアーティスト・吉田朗（よしだ・あきら）氏の作品が、無断で別の姿に改変されるという著作権侵害事件が起きたとマネジメント会社のユカリアートが公表※1した。

吉田氏の作品「渋谷猫張り子」は大手不動産会社が手掛ける「公園・商業施設・ホテルが一体となった」新しい施設内に2020年から設置されていたが、2022年9月に無惨な姿に改変されていることが発覚し、現在は撤去されている。

原作品と改変後の作品とを見比べると、ベースとなった猫張り子のフォルムこそ同じものの、作品全体にラッピングが施され、色合いも方向性も全く違う作品に改変されてしまっている。

作品や創作者への敬意が感じられない改変に加え、作者名や作品名も覆い隠していることから、その改変は悪質であり、著作者人格権（同一性保持権および氏名表示権）の侵害行為が考えられる。

侵害行為が明らかになってから、作者の吉田氏らは不動産会社側と半年間におよぶ話し合いを続けたが、誠意ある回答が得られず交渉は決裂、公表に踏み切ったとのことだ。その後の、ネットニュース※2

の取材に対して不動産会社の広報担当者は、「配慮を欠く対応だった」と回答している。

一方、写真界においてJPCAは、包括的に「著作者人格権の不行使」を求めることは「著作権法に精神に反する」との立場で啓発活動を継続しているものの、フォトコンテストの応募要項などで「著作者人格権の不行使」を求める記述は増加の一途をたどっている。

かつて、フォトコンテストの多くは写真文化の発展や振興を目的に開催されていたが、近年はビジネスとしての側面の方が強くなり、応募作品を安価、あるいは無料で、かつ自由に企業広告等にも使いたいという意図が働き、安易に「著作者人格権の不行使」を記述しているものと推測できる。

著作者人格権軽視の流れは加速しており、著作物を単なるモノとして扱う傾向がより強まっている印象を受ける。

今回の無断改変行為は、作品や創作者への敬意をないがしろにした結果生じたと言われても仕方のない事件だが、あらゆるジャンルの作品にも起こり得ると同時に、著作者人格権軽視の行く末を如実に示しているように見え、警鐘として捉えなければならぬ。

記：加藤雅昭



改変前  
photo: 田中太郎



改変後  
photo: 吉田朗

## 【参考】

※1 侵害行為に対するユカリアートの声明  
<https://yukari-art.jp/jp/news-jp/36859/>

※2 ITmedia「ねとらぼ」の記事  
<https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/2302/28/news223.html>





# 著作者人格権の意義

著作権は「著作権（財産権）」と「著作者人格権」とに大別されますが、著作者人格権は人格を尊重する日本の著作権法の根幹ともいえる権利です。

## 著作権（財産権）

著作権（財産権）は著作者の財産的な利益を守るための権利です。著作物を利用できるのは著作者だけであり、他の人が使うには権利者の許諾が必要です。

誰でも“著作物の無断利用は違法”ということは耳にしたことがあると思います。単純に「著作権」と言うと、財産権を指すことが一般的でしょう。

## 著作者人格権

著作者人格権は著作者の人格と感情を尊重し、著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利です。具体的には次の三つの権利があります。

### 【公表権】

未公表の著作物を公表するかしないかを決定する権利

### 【氏名表示権】

氏名を表示するかしないか、表示する場合は実名か変名（ニックネームなど）かを決定する権利

### 【同一性保持権】

自分の意に反して無断で変更、切除等をされない権利

例えば、出版社やフォトコンテストの主催者などに対して作品の利用を認めたとします。その後、雑誌や展覧会等で公表される写真に撮影意図に影響するトリミングや縦横比変更、色合いの変更などが無断で行われた場合は、同一性保持権侵害（著作者の名誉声望を害する行為）と判断される可能性が高いと言えます。そうした変更を加えるのであれば、あらかじめ著作者（この場合は撮影者）の同意が必要です。

## 著作者の人格的利益を守る著作者人格権

「著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利」とは何を意味するのでしょうか？

法学者の齊藤博氏が、著作物は「著作者の人格の発露であり分身」と表現している通り、著作者

が心血を注いで生み出した創作物である以上、著作者の人格的利益が守られなければならない、というのが著作権法の趣旨です。

また、他者への譲渡が可能な著作権（財産権）に対して、著作者人格権は著作者の「人格」に根ざしているだけに譲渡も相続も認められておらず、著作者が亡くなるまで保持される強い権利です。

それほど著作権法は著作者の尊厳を認めており、著作者が生存している間は著作物との関係が完全に断たれるべきではない、という趣旨に基づいているのです。

## 著作者人格権は放棄するものではない

昨今、フォトコンテストの応募要項にとどまらず、様々な場面で、著作者の尊厳を軽視するような著作者人格権の不行使に同意することを前提としたケースが増えています。

著作者自身も放棄することができないとする著作権法の趣旨や意義を考えると、著作者人格権の不行使を求めることは、著作者の尊厳を軽視しているとしか考えられません。

不行使に応じることが何を意味するのか。一人一人がしっかりと考えながら、著作者の権利を守っていく必要があります。

記：大國浩太郎

### 【参考文献】

文化庁著作権課

「著作権テキスト - 令和4年度版 -」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93736501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93736501_01.pdf)



「著作者人格権」の危機

[https://www.jps.gr.jp/wp-content/uploads/2021/11/jps\\_168\\_28-29.pdf](https://www.jps.gr.jp/wp-content/uploads/2021/11/jps_168_28-29.pdf)





写真集『人間万歳』より《ペルー(クスコ)》  
インカ帝国は滅びスペインの植民地となった。この国では、白人を風刺する踊りが祭りに登場する。

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
1979年





写真集『人間万歳』より《イエメン(サナア)》

イエメンの男はジャンビーヤ(短剣)を腰につけ、午後になると〈カート〉という植物の葉をかむ。覚醒作用がある。  
旧市街のスークは沢山の店が並ぶ。両替屋やイスラム関係の絵の店に女性が沢山集まっていた。

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
1992年

# 美術館の役割

## 横須賀美術館 学芸員・中村貴絵さんに聞く

美術館の教育普及活動のなかで見えてくる、美術館の役割とは？  
海外との比較から著作権まで、話は多岐にわたりました。



中村貴絵さん

### — 横須賀美術館の教育普及活動にはどのようなものがありますか？

美術館の活動として、美術作品の展示、作品収集・保管、調査研究活動がありますが、個人的には、それらの活動と美術館を利用する人とをつなぐ活動が教育普及の仕事だと思っています。

当館の教育普及活動は、主に5本の柱からなっています。まず大人向けの教育普及活動、次に子ども向けの教育普及活動、さらに学校との連携、市民との協働、そして福祉的活動です。実は、館の立ち上げ時、ハコ（美術館）を作るより教育や福祉にお金を使うべきといった反対運動が強かったため、館が何をしていくのか、開館前から教育普及活動の方針をきちんと決める必要があり、特に市民との協働と福祉的活動は重要な要素でした。

大人向けの教育普及活動では、主に展覧会関連企画として、講演会やレクチャー、アーティストトークなどを行ったりしています。

子ども向けの教育普及活動では、企画展ごとに親子向けのギャラリートัวร์を行ったり、保育園児を対象にアクティビティを交えた鑑賞体験を行ったり、アーティストと一緒に何か作ったり、未就学児を対象としたワークショップなどを手広く開催しています。さらに、福祉的活動と重なってきますが、二十歳以下の障害児者を対象とした「みんなのアトリエ」という活動も月に1回開催しています。

どなたでも参加できるものとしては、コンサートや夏のシネマパーティーなどがありますが、福祉講演会や福祉ワークショップとおなじく、これらは基本的にはすべて無料です。

市民との協働としては、ボランティア活動があり、所蔵品展のギャラリートーク、小学生美術鑑賞会の受け入れ、「みんなのアトリエ」の補助、アートイベントを企画するプロジェクトボランティアの4つの

活動に分かれています。

学校との連携としては、小学生美術鑑賞会、中学生のための美術館鑑賞教室や職場体験の受け入れ、教師のための美術館活用講座、(大学の)博物館実習の受け入れなどがあります。小学生美術鑑賞会は、横須賀市立の小学6年生が学校ごとに来館するシステムで、開館した2007年度から継続して開催しています。

— 全校が対象というのは素晴らしいですね。始まってもう15年ですから、今27歳以下の市民はみんな美術館を経験しているということになります。この経験はとても大きいと思います。こうして多くの活動をされていますが、貴館の教育普及担当の学芸員は何人いらっしゃるのですか？

当館には教育普及を専門にした学芸員はいません。学芸員は7名いますが、全員が割合は異なりつつも教育普及活動と展覧会を担当しています。展示と教育普及のそれぞれの活動を連携させながら拡げていくのが良いのではないかと。悩んだり迷ったりすることも少なくありませんが、何もしないよりも、個人の可能性を拡げていくためにも、トライアンドエラーを積み重ねて成功体験を重ねていければと思います。

— 事業の内容が充実しますね。どちらか片方だけを担当となると、来館者に対して少し一方的になってしまう可能性もありますので…。日本と海外の教育普及の違いを感じることはありますか？

1980年代後半から90年代にかけて日本の美術館でも教育普及の必要性が認識され、展開されるようになりました。現在は、海外の美術館で働く日本人もいますし、館同士の情報共有も盛んなので、海外の美術館との差はあまりないように思いますが、欧米の小さな(地方の)美術館は、もうちょっと地域住



民にコミットした公民館的な役割も担っている気もします。例えば、地域のお母さんが勝手にワークショップを始めるとか、そういうことが許容できるところが海外の美術館にはあると思います。

戦後日本の美術館・博物館は、学校教育と並走する社会教育施設として、学校と似たような「教える」「教えられる」という関係性が根底にあったように感じていて、美術館の中にいる人間はそんな気はまったくくないのですが、敷居が高いなどよく言われる原因はそこにあるのではないかと考えたりします。

最近、ICOM（国際博物館会議）で新しい博物館の定義が採択されました。そこには教育だけではなく、地域社会とのつながりも深めていくという文章が明記されているので、今後日本の美術館も変わっていくだろうと思います。まちづくりとか、観光とか、国もそういう方向にシフトしていますし…。

— インバウンド促進もよく言われますね。そのなかで美術館が地域とどのようにつながっていくかも今後の課題のひとつだと思います。特に私たち公立の施設は、地域とのつながりはとても重要ですから、「勝手に建っている」と思われるのは避けたいです。それでは、これまで著作権に関する事業を実施されたことはありますか？

残念ながら、これまで著作権をテーマに事業を行ったことはありません。ただ、重要だと思う局面はあります。例えば、学校の先生から、作品のスライドを教室で見せたいと言われたときなどです。教育に資するのであれば、著作権の特別利用が認められているので許可を出せますが、時代がものすごく変化していて、特に公衆通信の発達がすごい。誰でも手元で情報を得られる時代になってしまったので、ますます著作権に関する知識やノウハウが必要になっていると感じています。

— 以前、自館の事業※で棚井さん(JPCA常務理事)に著作権セミナーをお願いしたことがあります。話を聞くなかで、著作権を知ることによって、美術をはじめ表現に対する興味が高まるように感じました。これからの著作権と美術館について、どのように考えていらっしゃいますか？

※ 川崎市市民ミュージアム 2021 年度事業 オンラインセミナー「写真作品発表マニュアル」

現在は SNS の発達で誰もが気軽に写真を撮れて、なおかつ発表できてしまう時代ですが、撮影し

たものを発表することへの責任意識が低いと感じることが少なくありません。この意識がもう少し高まれば、例えば美術館で撮影することがもっと緩和されていくのではないかと思います。当館の谷内六郎館が自由に写真を撮れるようになってきているように、現在いろいろな美術館で写真撮影ができるようになっていますが、その目的のひとつは SNS で拡散してもらうことだったりするのに、その撮り方に対して美術館側がノーを出すようなこともあります…。

また、表現することに権利がともなうという教育が、日本はまだあまりなされていないと思っています。権利を主張するのも苦手だし、権利自体に無自覚なのが日本人なのだろうと。表現することで生計を立てている人に、「ちょっと撮って」「ちょっと描いて」と気楽に頼んでしまえるような、表現に対する無自覚さが、実は表現者をおとしめているのではないのでしょうか。大人になると、表現する側になる人はきっと少なく、多くが鑑賞する側になりますよね？そうすると、表現者＝好きでやっている人、というイメージを抱いてしまうのかもしれませんが。表現者をもっと尊重できるといいなと思いますし、著作権を理解することがその一歩かもしれませんね。

あと、今は、インターネットで海外の写真のデータも気軽に手に入れられるので、表現者でも著作権を侵す可能性があります。美術館もくれぐれも気をつけなければならないなと思います。

— ありがとうございます。

聞き手：奈良本真紀（川崎市市民ミュージアム学芸員）  
photo: 加藤雅昭 HJPI320110001771



横須賀美術館外観

中村貴絵（なかむら・たかえ）

横須賀美術館学芸員。1978 年生まれ。2005 年より横須賀市の美術館開設準備室に勤務。2007 年から現職。近年では「ミロコマチコ」展を担当。



photo: Takeyoshi Tanuma

写真集『人間万歳』より《スイス(アルトドルフ)》  
老いて孤独になると人はネコやイヌを飼う。孫を可愛がるように愛をそそぐ。

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
1972年





写真集『人間万歳』より《ペルー(クスコ地方)》  
遺跡の隣で収穫作業。風でワラ屑を飛ばし実だけを下に落す。

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
1978年



# 田沼武能 人間 讃歌

Tanuma Takeyoshi  
Viva Humanity!

東京都写真美術館 B1F 展示室  
2023.6.2 [金]—7.30 [日]

開館時間：10:00-18:00（木・金は20:00まで。入館は閉館の30分前まで）  
休館日：毎週月曜日（ただし7/17〔月・祝〕は開館、翌7/18〔火〕休館）  
観覧料：一般700円／学生560円／中高生・65歳以上350円

※小学生以下、都内在住・在学の中学生および障害者手帳をお持ちの方とその介護者（2名まで）は無料。  
※本展覧会はオンラインによる日時指定予約を推奨します。詳細は東京都写真美術館ホームページをご覧ください。

主催 | 公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館 / 朝日新聞社  
特別協賛 | キヤノンマーケティングジャパン(株) / 東京工芸大学  
協賛 | 東京都写真美術館支援会  
協力 | (公社)日本写真家協会 / (公社)日本写真協会 / 全日本写真連盟 (一社)日本写真著作権協会

スーダン(ジュバ) 1982年 / photo: 田沼武能 HJPI320110000058  
うれしい、楽しい、おもしろい。人はみんな笑顔になる。ことに子どもは顔全体で笑う。つられて私も笑顔になる。

## 第44回 SSP展 「自然を楽しむ科学の眼2023—2024」

一般社団法人日本自然科学写真協会  
後援 環境省



富士フィルムフォトサロン  
■ 札幌展 2023年6月9日(金)～6月14日(水)  
■ 大阪展 2023年6月30日(金)～7月6日(木)  
■ 新潟展 水の駅「ビュー福島潟」  
2023年7月22日(土)～8月27日(日)

※東京展/富士フィルムフォトサロンは終了しました。



■ 富山展 富山市科学博物館  
2023年9月14日(木)～10月11日(水)  
■ 京都展 AMS写真館ギャラリー  
2023年12月1日(金)～12月6日(水)  
■ 島根展 島根県立三瓶自然館サヒメル  
2023年12月23日(土)～2024年1月28日(日)



■ 広島展 5-Days子ども文化科学館  
2024年2月10日(土)～3月3日(日)  
■ 宮崎展 宮崎県総合博物館  
2024年4月27日(土)～6月9日(日)



1 2 3 4

1. 玉田尚之「ホンドギツネ子育て奮闘記」  
2. 谷内久一「モルゲンロート」  
3. 横山和男「オワンクラゲ」  
4. 矢内靖史「ニホンアマガエルとお邪魔虫」

SSP(日本自然科学写真協会)事務局 〒102-0076 東京都千代田区五番町5-6 ビラカーサ五番町208  
TEL・FAX 03-3264-3383 E-mail ssp@ssp-japan.org HP https://www.ssp-japan.org

JPCA NEWS

JPCA NEWS vol.36 2023年6月  
発行 一般社団法人日本写真著作権協会  
発行人 田中秀幸  
編集人 棚井文雄  
URL : https://jpcca.gr.jp  
〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403  
TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

cover image

写真集『人間万歳』より《ジンバブエ(シンディ)》/1984年

若者たちの笑顔はすばらしい。  
希望のエネルギーが満ちあふれている。  
(写真・文：田沼武能)